

日本助産師会 団体保険制度 Q & A

加入に関するQ & A

1. 日本助産師会の会員ではないが、日本助産師会団体保険制度に加入できるか。
→日本助産師会の会員でない方は加入できません。
2. 助産所の開設者と管理者（助産師）が違う場合の加入方法を教えてほしい。
→開設者：病院の理事長 管理者：助産師 の場合は助産師が管理者として加入手続きが可能。
（例：「山田花子（助産所開設者 佐藤太郎）」でOK）
3. 助産所開設者が高齢であり（助産師の母（90才））実際は娘（60才）が運営している場合どのように加入すればよいか。
→実態ではなく、助産所開設者名（母（90才））にて加入する。娘・その他従業員は勤務で入るのが妥当。
もし母が亡くなる等助産院の開設者名義の変更があれば連絡をもらい変更手続きを実施する。（事故が発生した際に、変更手続きが遅延したとしても、加入実態があるので払われたいという状態にはならない。）
4. 助産所を2施設開設しているが、保険はそれぞれの施設ごとに加入が必要か。
→保険はそれぞれの施設ごとにご加入いただく必要があります。

補償に関するQ & A

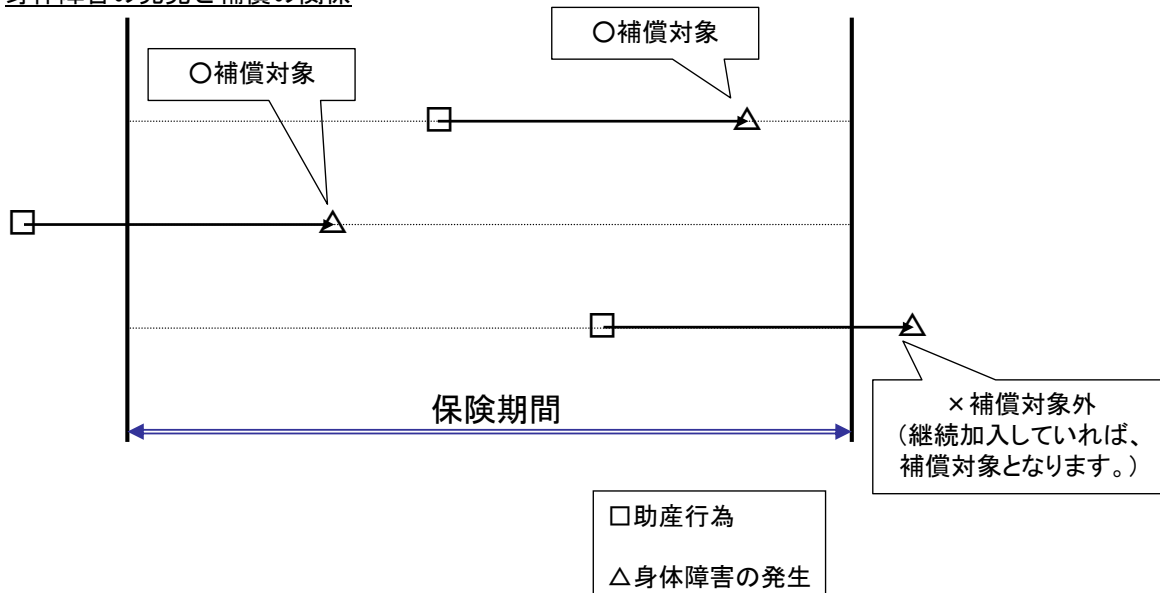
＜助産師賠償責任保険【分娩あり】＞

1. 大学に勤務している方が、助産師の指揮管理下において、お産等を研修で扱う場合、助産師賠償責任保険【分娩あり】、勤務助産師賠償責任保険のどちらに加入すれば良いか。
→勤務助産師賠償責任保険にご加入ください。
2. 「助産所業務ガイドライン 2019年」に従わない助産業務を行ったことに起因する事故（例：「産婦人科医が管理すべき対象者」となっている妊産婦に対して医師が「助産所で扱ってもよい」として、助産業務を行ったことに起因する事故や以前に帝王切開の経験ある妊婦に対して、助産業務を行ったことに起因する事故）は補償対象となるのか
→補償対象外となる可能性があります。当該制度は、「助産所業務ガイドライン 2019」を遵守されている会員が加入できる制度となっております。
3. 保健指導や産前産後ケアも補償対象になるか？
→補償対象となります。
4. パートの助産師が事故を起こした場合も、補償対象に含まれるか？
→パートで勤務する助産師であっても「助産所の管理者およびその使用人」の使用人に該当するので補償範囲に含まれます。
5. 自分の助産所で分娩予定の母親が連れてきた子供をみるために保育士を雇っている。その保育士が子供にケガをさせた場合は補償対象となるのか？また、その保育士は助産所スタッフの子供もみている。その場合は補償対象となるのか？
→助産所の管理上の不備に起因する事故と考えますので、補償範囲となります。
（＊母親が連れてきた子供・スタッフの子供はOK。開設者の子供はNG）
6. 助産所内で単純に子供同士ケンカしてケガをした場合は補償対象となるのか？

- 具体的な状況にもよるが、基本的に補償対象とならない。助産所開設者の管理責任が発生する場合には対象となる。
7. 母（A）が乳児を連れてきて乳房ケアを受けているときに傍に寝かせている乳児に、別の母（B）が連れてきた子供がいたずら等してケガをさせた場合は補償対象となるのか？（助産師は母（A）のケア中で乳児をみてもらえない）
→助産所の間取りや寝かせている場所等の状況による。助産所開設者の管理責任が問われるときは対象となる。
8. 産褥入院のみを実施している。助産師賠償責任保険【分娩あり】に加入が必要か？
→助産師賠償責任保険【分娩なし】にご加入ください。施設および助産師業務遂行上の過失に起因する事故や設備の所有・使用もしくは管理上の不備に起因する事故を担保するため必要である。
9. 分娩で助産所に入院するとき上の子供を連れてくる。この場合は補償対象となるのか？
→施設の不備による事故や提供した飲食物による食中毒などは補償の対象となる。
10. 雇用していない助産師の A さん B さんに分娩を手伝ってもらう時は対象になるか？また、たまたま自分が不在で A と B だけで分娩となった場合は？
→開設者責任が発生する場合には、開設者責任分を補償します。助産師 A・B の固有責任（個人責任を問われた場合）については当該保険では対応できません。開設者責任のみで事案が解決する場合は、問題ないが、個人責任が追及されることを想定した場合、助産師 A・B は勤務保険に入った方が最善といえる。
11. 助産所を開設し加入タイプ A-1 で加入しているが、バイトで他の病院でも勤務もする場合は助産師賠償責任保険【分娩あり】だけでカバーされているか？
→当該保険は保健師助産師看護師法に基づく業務のリスクを補償しているため、個人に対し法律上の賠償責任を追及され認められる場合には対象となります。
12. 嘱託医師の補償とは？
→助産所業務に従事しているときの医療行為に起因する事故に対する補償。（医賠では基本的に 100 万円の免責があり、その金額に対応できるように嘱託医師の保険金額は 100 万円になっている。）助産所内・病院搬送後・電話による指導等も対象となる。
13. 他の病院で出産し、乳房ケア等に自分の助産所に通う母親やその新生児等の保健指導中の事故は持てないのか？
→補償対象となります。
14. 分娩を取り扱った母子に対して、何年にもわたり、助産所や他の会場を借りて、「母と子のコミュニケーション会」等を催すことがある。（子供は乳児以上になっている）補償の対象となるのか？
→補償対象となります。
15. 保健指導業務中、患者との間で言った、言わない等精神的なトラブルが発生。保健指導中の助産師の発言が原因となりうつ症状がでたとして、精神科治療費と慰謝料を請求された。このような場合は対象となるのか？
→この患者さんの精神疾患と助産師の発言に因果関係が認められるケースは稀であり、保険適用対象となる案件は極めて限定的であると思われる。ただし因果関係が証明され、助産師の責任が明らかになるのであれば、対象とすることができる。また、裁判等になり弁護士費用・訴訟費用がかかった場合、この費用は保険の対象とすることができる。
16. お産を取扱う予定がないが、継続しなくても良いか。また解約しても良いか。
→解約せずに、引き続きご加入ください。保険期間中に身体障害が発見された場合、補償となります。（事

故の直接原因となった助産行為の時期を問いません。) 保険の継続をしなかった場合(保険解約した場合)、その後に発見された身体障害事故は補償できません。

(例) 身体障害の発見と補償の関係



身体障害の発見とは? 定義: 保険期間中に事故の発生を認識すること。

被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含む)、または患者から被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提訴されるおそれがあると被保険者が認識したとき、または認識し得たときを含む)のいずれか早い時点を持って事故の「発見」とし、その時点の属する保険契約にて保険金が支払われる。

<勤務助産師賠償責任保険>

- 勤務している助産所が助産師賠償責任保険【分娩あり】に加入している場合、勤務助産師は保険加入の必要はないのでは?
→勤務助産師(個人)に対して賠償請求される可能性がございます。助産師個人の賠償責任が発生した場合、勤務している助産所が加入している助産師賠償責任保険【分娩あり】では補償できませんので勤務助産師賠償責任保険へのご加入をご検討ください。
- 助産師業務以外の看護師としての業務は対象になるか。
→対象となります。
- 保健指導業務のみを行う助産所を開設しているが、母親が開設する助産所にて勤務助産師として分娩を手伝っている。助産師賠償責任保険【分娩なし】と勤務助産師賠償責任保険に加入しているが、平成29年8月1日から看護職特約条項が改正され、勤務助産師賠償責任保険において『被保険者が助産所の開設者である場合』が免責条項に記載されている。
この場合、勤務助産師としての業務では対象外となってしまうのか?
→対象外にはなりません。
勤務助産師賠償責任保険(看護職特約条項)では、あくまでも業務を行う助産所において、開設者の方を対象外としています。

<助産師賠償責任保険【分娩なし】>

| | |
|----------|---|
| 加入タイプB-1 | 保健指導業務が原因で生じた事故 |
| 加入タイプB-2 | 保健指導業務および施設の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故 |
| 加入タイプB-3 | 産前・産後ケア業務等(助産師資格にもとづいて行う業務)が原因で生じた事故 |
| 加入タイプB-4 | 産前・産後ケア業務等(助産師資格にもとづいて行う業務)および施設の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故 |

| | |
|---------|--|
| B-1・B-2 | 助産師資格にもとづく保健指導(※)のみを行う ※「訪問指導」「集団指導」「健診活動」「健診指導」を言う |
| B-3・B-4 | 「産前・産後ケア業務」「乳児預かり業務」など「保健指導」以外の助産師資格にもとづく業務も行う |

助産所を廃業した場合の手続きに関するQ&A

廃業後も過去に取り扱った分娩に関して、損害賠償請求が発生する可能性がありますので、「廃業担保特約」をご用意しております。廃業時の解約手続きとご一緒に異動保険料をいただくことで廃業後5年間の賠償請求にも対応できます。異動保険料は「年間保険料(1年分)×37%」となります。詳細な手続きにつきましては、取り扱い代理店へお問い合わせください。

事故対応に関するQ&A

示談交渉をしてくれますか。

→保険会社が被保険者の代わりに示談交渉を行うことはできません。

示談交渉はできませんが、十分にご相談や援助させていただきます。

以上